防火管理とは何か 、管理を考える

東京理科大学総合研究院 火災科学研究センター 教授 小林恭一 博士(工学)

防火管理とは何か

の火災による被害を将来にわたって最小 化するために必要なあらゆることを管理 すること」だと考えています。 私は、 そのために必要なことは、 「防火管理」とは、 「防火対象物 第一に、

期の火災対応行動を的確におこなうこ 基本です。そのためには、表1の⑴のよ とが必要です。そのためには、 とともに、消火・消防への通報などの初 できるだけ早く発見して周囲に知らせる うなことをおこなう必要があります。 にかく火災を出さないようにすることが 第二は、火災が発生してしまったら、 表1の(2)

⑷のようなことをおこなう必要があり

表1 出火防止から初期消火まで

衣	表1 出次防止から初期消火まで	
(1) 出火防止	火源(裸火のほか、火源になる可能性のあるあらゆる機械や器具(電気、油、ガスなどを使用しているものはすべて))を適切に取り扱うとともに、維持管理を徹底する。	
	火源と可燃物が接触しないように、適切に維 持管理する。	
	火源と接触する可能性のある建材や物品は燃 えにくくしておく。	
(2) 早期発見	自動火災報知設備を設置する。	
	作動した感知器のある空間をできるだけ特定 し易くしておくと、感知器が作動した場所を 早く発見することができる。	
(3) 通報·連絡	自動火災報知設備の感知器が作動したことを 迅速に建物内にいる人に伝えて、初期対応の 人数を確保するとともに、避難の準備や避難 行動を始めさせる。	
	必要なら放送設備を設置し、非常時には適切 に放送する。	
	通報を電話で適切におこなえるよう訓練しておく。	
	通報をより早く適切におこなう必要があるなら、火災通報装置を設置する。	
	消防機関が認めるなら、火災通報装置を自動火 災報知設備の作動と連動させると、火災の発見 から通報まで自動的におこなうことができる。	
	消火器や消火栓などを準備し、適切に使える ように訓練しておく。	
(4) 初期消火	消火栓など操作が多少複雑なものは、その分、 訓練を十分おこなう。	
	1 = 30/2 ! =	

人による消火では十分でない場合は、スプリンク ラー設備を設置する。これにより、火災の発見か ら消火まで、自動的におこなうことができる。

われていないのが残念なところです。 歴史が長かった日本ではほとんどおこな におこなわれていますが、木造建築物の 物の歴史が長いヨーロッパなどでは普通 大した費用はかからないので、 果が大きい割に建築時に措置しておけば も局限化できます。このような対策は効 避難行動は楽になりますし、 火災被害 耐火建築

けられた重要な防火管理事項です。 の定期点検・報告なども、 対象物の定期点検・報告、 の定期調査・報告、消防法における防火 準法における特殊建築物や設備について 使用段階も含めた規制ですし、 ています。防炎規制や火気使用規制は、 必要なことの多くが法令で義務づけられ 建築物の使用段階でも、防火管理に 消防用設備等 法令で義務づ 建築基

最低限措置すべき内容が決められていま 険度を評価し、それに応じてその施設が 数などの客観的な指標に応じて火災危 も消防法も、施設の用途、延べ面積、

す。違反建築物でなければ、それらの対

安全対策のために必ずおこなわなければ いように見えるかも知れませんが、 係しています。これらの規制は、 施設の防火安全に係る多くの条文が関 消防法の中でも、法第8条だけでなく、 このように、 建築基準法と消防法にまたがり、 防火管理に必要な事項 防火

ラスアルファの安全対策を盛り込んでお 分の施設の実態を考えて、建築段階でプ 措置されませんので、管理権原者は、 時には法令で定める最低限の対策しか ことができます。ただし、普通、建設 原者は、それを前提に他の対策を考える 策は措置済みと考えてよいので、管理権

自

くと、火災時の対応が楽になります。

防火管理と法令基準

おこなう必要があります。

ことを、

将来にわたってできるだけ高い

設備規制、

消防設備規制など)によって、

定と消防法の規制(防炎規制、

火気使用

れについては、建築基準法の防火関係規

ければならないことも多いのですが、

第一から第三までに整理した

あります。

第四は、

確率で実施できるようにしておくことで

最低限担保されています。

建築基準法

そのためには、表3のようなことを

ます。

第三は、

初期消火できない場合に、

のです。

難しいので、

法令基準が整備されている

を的確におこなうことです。

そのために

項)の中には、

建築時に措置しておかな

ここで整理したこと (防火管理関連事

表2のようなことをおこなう必要が

煙の閉じ込めと煙の排出及び避難誘導

えてみれば当たり前のことだと思いま ことをおこなわなければなりません。 関わりなく、多かれ少なかれ、こういう 被害について責任がある人 (管理権原者) なかなか大変ですが、ある施設の火災 ておこなうことだと私は考えています。 防火管理とは、このようなことをすべ 法令上義務づけられているか否かに

ことをすべて自分で適切に考えることは 管理権原者や防火管理者がこれらの

ある防火戸を細かく設置しておけば たとえば、避難路の途中に遮煙性能の

65

るのです。

表2 火煙の閉じ込めと煙の排出及び避難誘導

(1) 火煙の閉じ 込め	出火室の扉を閉めて、火と煙を閉じ込める。
	扉閉鎖の確実性を高めたいなら扉を自動閉鎖式にし、扉の防火性を高めたいなら防火戸仕様にし、煙を長く閉じ込めたいなら遮煙性のある扉にする。
(2) 避難路の確 保	防火性と遮煙性のある階段を適度な間隔で適切な位置に配置す る。
	避難路となる廊下や階段の内装は燃えにくいものにしておく。
	避難路には、火煙の拡大を防止することができ、かつ、避難を妨 げない構造の防火戸を適切に配置する。
	避難路には、避難の妨げとならないよう、また延焼ルートとならないよう、不適切な物品が放置されないように管理する。
	火災時に起こる停電に備えて、避難路の明るさを保つよう、非常 電源を備えた照明装置を適切な間隔で配置する。
	避難路をできるだけ長く使えるよう排煙窓や排煙設備を設けておき、火災時にはこれらを適切に作動させて、漏出・拡大して来た煙を排出する。
(3) 避難誘導· 避難介助	施設の実態に応じ、消防隊が救助しやすいことも考慮して、どこに、どういうルートを通って、何分以内に避難すべきか考える。
	避難路を容易に把握できるよう、避難路を示した平面図、誘導灯、 誘導標識などを適切に配置する。
	施設の実態に応じ、自力避難ができる人には避難誘導を、自力避難ができない人には避難介助を、それぞれ適切にできるよう、関係職員を訓練しておく。
(4) 迅速な消防 活動のため の準備	消防隊が到着した時迅速に活動できるよう、アクセスルートの確保と維持、消防隊への情報提供体制の準備と訓練をおこなう。

表3 火災リスク最小化のための体制整備

(1) 防火管理者 の専任	火災の被害について責任を負う人 (管理権原者) は、通常はその施設のトップだが、トップがこれらのことをすべておこなうことはできないので、代わりに責任をもっておこなう人 (防火管理者) を選任し、必要な権限を委譲する。
(2) 全体戦略の 構築	施設の実態に応じ、許容範囲内の費用と人手で将来にわたって防 火安全に関して最大の効果が得られるような戦略を考え、実施す る。
(3) 維持管理	機械・機具類については、適切な点検及び維持管理がおこなわれるよう、担当者を決めて役割と責任を明確にし、確実に実施されるようにする。
	その他の日常の維持管理についても、担当者及びその役割と責任を決めて、確実に実施されるようにする。
(4) 自衛消防組 織の編成と 訓練	関係職員については、火災時におこなうべき役割を定め、いざという時に適切に活動できるように、個々の活動や連携について訓練をしておく。
	高齢者福祉施設の夜間の火災など、人が少ないのに対応事項が多い場合には、できるだけ自動化を図る。
(5) 消防計画の 作成	(表1) ~ (表3) に掲げたことが将来にわたって確実に実施されるよう、情報を整理して文書化し、関係者間で共有する。